

京都市消防局告示第22号

平成2年3月28日京都市消防局告示第5号（核燃料物質等の指定等）の一部を次のように改めます。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

核燃料物質等の指定等の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市火災予防条例第59条の規定に基づく消火活動に重大な支障を生ずるお
それのある物質の指定

制定文中「第9条の2」を「第9条の3」に、「平成2年5月23日」を「平成29年
4月1日」に、「同日付け」を「平成2年5月23日」に改める。

第3項を削る。

第4項を次のように改める。

4 高压ガス

高压ガス保安法（以下「法」という。）第2条に規定する高压ガスで、次の各号のい
ずれかに該当するもの。

- (1) 高压ガスの製造について、法第5条の規定による許可又は届出を要するもの
 - (2) 高压ガスの貯蔵について、法第16条の規定による許可を要するもの
 - (3) 高压ガスの貯蔵について、法第17条の2の規定による届出を要するもの
 - (4) 高压ガスの販売について、法第20条の4の規定による届出を要するもの
 - (5) 高压ガスの消費について、法第24条の2の規定による届出を要するもの
- 第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

(消防局予防部)